

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業に係る注意事項

1. 事業の目的

介護ロボット等や ICT 機器等を複数組み合わせることで業務の効率化を図る等、介護従事者が継続して就労する環境を整備することを目的とします。

2. 介護テクノロジーのパッケージ型導入とは（例示）

介護テクノロジーのパッケージ型導入

①介護ロボット等導入事業及び ICT 機器等導入事業で定める対象機器等に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせることで業務の改善又は効率を図るもの

【ポイント】

○本事業の対象となるもの

- ・介護ソフトと見守り支援機器を連携させるもの
- ・介護ソフト、見守り支援機器及び介護ロボット通信機器を連携させるもの
- ・介護ソフトと見守り支援機器以外の介護ロボットを連携させて導入するもの
- ・見守り支援機器と、それを使用するための介護ロボット通信機器を導入するもの
- ・介護業務支援機器とそれ以外の支援機器（移乗、移動、排泄、見守りまたは入浴）を組み合わせる導入するもの
- ・排せつ支援（予測・検知）と介護ロボット通信機器を組み合わせる導入するもの
- ・バイタル情報を活用するための見守り支援機器（センサー型）と転倒原因を特定するための見守り支援機器（カメラ型）を組み合わせる導入するもの

○本事業の対象とならないもの

- ・介護ソフトと介護ロボットを導入するが、連携させないもの
→ICT 機器等導入支援事業と介護ロボット等導入事業、それぞれで申請
- ・複数種類の介護ロボットを導入するが、連携していないもの
→介護ロボット等導入支援事業で申請
- ・同じ種類で開発業者が異なる介護ロボットを複数導入するもの
→介護ロボット等導入支援事業で申請

介護ロボット通信機器等

- ②Wi-Fi 機器（見守り支援介護ロボットを通信ネットワークに接続することを可能とする機器）
- ③インカム（見守り支援介護ロボットの使用により得られた情報を即時に伝達することを可能とする機器）
- ④タブレット端末（見守り支援介護ロボットと連携するために使用すること）
- ⑤介護ソフト（見守り支援介護ロボットと連携が可能であり、介護サービス事務を一貫して処理できるソフトウェア）
- ⑥ウェアラブル機器（バイタル測定器と連携し、測定器から得られた情報を取得することで、その情報

を介護ソフトに送信することが可能な機器)

- ⑦見守り支援介護ロボットと介護ソフトを繋ぐゲートウェイ装置・ソフトウェア・クラウドサービス
- ⑧バイタル測定器（タブレット端末またはウェアラブル機器に脈拍等の情報を送信することが可能な、装着型の機器）

3. 補助対象事業

- (1) 介護テクノロジーのパッケージ型導入事業
→ 2の①を導入する事業
- (2) 介護ロボット通信機器等導入事業
→ ア. 2の②、③、④、⑤、⑥、⑦を導入する事業
イ. 2の⑤に合わせて2の⑧を導入する事業
ウ. 既に2の⑤を導入済みであり、2の⑧を導入する事業

【ポイント】以下のものは補助対象外です！！

- ・ オンライン面会のみに使用するタブレット端末の導入
- ・ 事業所に備え付けるパソコンの導入

4. その他

- (1) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業の申請にあたっては、介護ロボットや ICT 機器等（導入済みの内容を含む）の詳細がわかる資料を添付してください。
- (2) 各種別の介護ロボットの定義については「『ロボット技術の介護利用における重点分野』の定義」（別添／国資料）をご確認ください。
- (3) 以下を参考にしつつ、従前の介護職員等の人員体制、介護テクノロジー導入後に見込む介護職員等の人員体制、利用者のケアの質の確保や介護従事者の賃金の向上等処遇改善に資する取組について導入計画書にご記載ください。
 - ・ 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」（厚生労働省HP）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>
 - ・ 介護ロボットのパッケージ導入モデル
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000928398.pdf>
- (4) 介護ソフトを導入し、ケアプラン連携標準仕様」という。）の対象となる介護サービス事業所の場合は、介護ソフトの開発元やベンダー等に確認の上、参考様式（最新版のケアプラン連携標準仕様への対応状況確認書）または様式に準じるものを介護テクノロジー等導入計画（別紙1）とあわせてご提出ください。
※厚生労働省HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>
- (5) 過去に介護ロボット通信機器等導入事業を活用された事業所は、異なる業務改善計画のものであれば申請可能です。
- (6) 本補助金において介護テクノロジーを導入する介護事業所は、京都府への業務改善計画書及び導入効果報告とは別に、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式にて、導入製品の内容や導入効果等を報告（導入後、別途案内。）してください。
- (7) 本事業で補助を受けた事業所については、科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集への協力が必須となりますので御留意ください。